

保医発0731第1号
平成30年7月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公印省略)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の
一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、平成30年8月1日から適用することとするので、その取扱いに遗漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成30年3月5日保医発0305第10号）の一部改正について

別添2 「特定保険医療材料の定義について」（平成30年3月5日保医発0305第13号）
の一部改正について

(別添1参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成30年3月5日保医発0305第10号）の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>I 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1・2 （略） 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い 001～063 （略） 064 脊椎固定用材料</p> <p>(1) U字型脊椎ロッドは、脊椎ロッド2本とトランスバース固定器1本を組み合わせたものとして算定して差し支えない。 また、レクタングル型脊椎ロッドは、脊椎ロッド2本を組み合わせたものとして算定して差し支えない。</p> <p>(2) 脊椎ロッドと脊椎プレートの機能を併せて持つものについては、主たる機能に係るもののみを算定する。</p> <p>(3) 脊椎ロッドと椎体フックが組み合わされ一体化されたものについては、それぞれ算定して差し支えない。</p> <p>(4) トランスバース固定器と椎体フックの機能を併せて持つものについては、それぞれ算定して差し支えない。</p> <p>(5) U字型プレート（後頭骨を支持する機能を有するものに限る。）は、脊椎プレート2枚を組み合わせたものとして算定できる。</p> <p>(6) <u>脊椎プレートと脊椎コネクターが組み合わされ一体化されたものについては、それぞれ算定して差し支えない。</u></p> <p>065～200 （略）</p>	<p>I 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬 点数表に関する事項 1・2 （略） 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い 001～063 （略） 064 脊椎固定用材料</p> <p>(1) U字型脊椎ロッドは、脊椎ロッド2本とトランスバース固定器1本を組み合わせたものとして算定して差し支えない。 また、レクタングル型脊椎ロッドは、脊椎ロッド2本を組み合わせたものとして算定して差し支えない。</p> <p>(2) 脊椎ロッドと脊椎プレートの機能を併せて持つものについては、主たる機能に係るもののみを算定する。</p> <p>(3) 脊椎ロッドと椎体フックが組み合わされ一体化されたものについては、それぞれ算定して差し支えない。</p> <p>(4) トランスバース固定器と椎体フックの機能を併せて持つものについては、それぞれ算定して差し支えない。</p> <p>(5) U字型プレート（後頭骨を支持する機能を有するものに限る。）は、脊椎プレート2枚を組み合わせたものとして算定できる。</p> <p>(新設)</p> <p>065～200 （略）</p>

4 ~ 6 (略)
II ~ IV (略)

4 ~ 6 (略)
II ~ IV (略)

(別添2参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～007 (略)</p> <p>008 血管内視鏡カテーテル 定義 次のいずれにも該当すること。 (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（25）医療用鏡」であって、一般的名称が「軟性血管鏡」、「軟性動脈鏡」又は「ビデオ軟性血管鏡」であること。 (2) (略)</p> <p>009～063 (略)</p> <p>064 脊椎固定用材料 (1)～(2) (略) (3) 機能区分の定義 ①～⑦ (略) ⑧ 脊椎コネクター 複数の脊椎ロッドを直線上に連結すること又は脊椎ロッドと他の脊椎固定用材料（椎体フック、脊椎スクリュー又は脊椎プレート）を連結することを目的に使用するコネクターであること。 ⑨～⑩ (略)</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～007 (略)</p> <p>008 血管内視鏡カテーテル 定義 次のいずれにも該当すること。 (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（25）医療用鏡」であって、一般的名称が「軟性血管鏡」又は「軟性動脈鏡」であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>009～063 (略)</p> <p>064 脊椎固定用材料 (1)～(2) (略) (3) 機能区分の定義 ①～⑦ (略) ⑧ 脊椎コネクター 複数の脊椎ロッドを直線上に連結すること又は脊椎ロッドと椎体フック又は脊椎スクリューを連結することを目的に使用するコネクターであること。 ⑨～⑩ (略)</p>

065～200 (略)
III～VIII (略)

065～200 (略)
III～VIII (略)

別添 1

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(平成30年3月5日保医発0305第10号) の一部改正について

- I の 3 の 064に次を加える。
 - (6) 脊椎プレートと脊椎コネクターが組み合わされ一体化されたものについては、それぞれ算定して差し支えない。

別添2

「特定保険医療材料の定義について」
(平成30年3月5日保医発0305第13号) の一部改正について

- 1 別表のⅡの008(1)中「「軟性血管鏡」又は「軟性動脈鏡」」を「「軟性血管鏡」、「軟性動脈鏡」又は「ビデオ軟性血管鏡」」に改める。
- 2 別表のⅡの064(3)⑧中「椎体フック又は脊椎スクリュー」を「他の脊椎固定用材料(椎体フック、脊椎スクリュー又は脊椎プレート)」に改める